

新型コロナウイルス感染症対策臨時号 5月15日現在

新型コロナウイルス感染症に関する町長メッセージ ~「緊急事態宣言の延長継続」をふまえて~

町民の皆様へ

皆様には、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、大変ご不便をおかけしております。 また、感染拡大の最前線に立って全力で対応にあたられている医療関係者の方々に心より敬意を表するとともに、感染予防対策への町民の皆様のご協力に感謝を申し上げます。

5月末まで延長された「緊急事態宣言」が、各都道府県の感染状況を分析したうえで、5月14日39県において解除が決定されました。神崎町では感染症の発生は確認されておりませんが、千葉県は、特別警戒都道府県の対象地域指定を受けており、感染者数は減っているものの、東京との繋がりが多く、引き続き「緊急事態宣言」が継続されることとなりました。たいへん不自由な生活を余儀なくされているわけですが、この延長継続により、感染防止や第二波の抑止のため引き続き更なるご協力をお願いしなければなりません。

皆様には、冷静な行動と是非次のことにご協力をお願いします。

- ・外出は、生活に必要な場合を除き、自粛してください。
- ・感染リスクの高い「3つの密(密閉空間・密集場所・密接場面)」を避けてください。
- 複数の人が密集するイベント等を自粛してください。
- ・こまめな手洗い、咳エチケットなどを徹底してください。
- ・千葉県が要請する施設等の使用停止(休業)に協力をお願いします。
- ・感染が拡大している地域への移動については、慎重な判断をお願いします。

新感染者数減少の傾向により、地域の実情にあわせた段階的緩和が始まりましたが、一番の敵は気の緩みであります。未だに医療機関などでの集団感染が発生していることも踏まえ、ご家族、ご友人など大切な方の、そしてご自身の命を守るためにも、重ねてご協力を賜りますようお願いいたします。

令和2年5月15日

神崎町新型コロナウイルス感染症対策本部本部長 神崎町長 椿 等

